

京都市ケアラーに関する包括的な相談窓口運営業務に係る公募型プロポーザル募集に関する御質問への回答

番号	質問項目	内容	回答
1	業務仕様書 3 委託業務の内容 (2) 業務内容	相談窓口は、ケアラー側からの発信による困りごとなどに対応する窓口であり、支援者側の発信によるケアラーとの関係調整などは行わないと理解してよいか。	業務仕様書「3 委託業務の内容」の「(2) 業務内容」のとおり、ケアラーからの相談だけでなく、ケアラーに関わる地域住民や学校、企業等の関係者（以下「関係者」という。）からケアラー等に関する相談が寄せられた場合には、ケアラー等が相談窓口につながるよう、関係者とともに考え、実行することや、必要な情報提供、橋渡しを行うこととしています。 なお、ケアラーの相談を当該窓口を集約するものではないことから、関係機関等においても、引き続き、ケアが必要な人やケアラーの相談支援を行います。ケアラーが複雑化・複合化した支援ニーズを抱える場合は、重層的支援体制の下、関係機関等が連携して対応することとなりますが、関係機関等に寄せられた相談について、主として当該窓口が対応を行う必要はございません。
2	業務仕様書 3 委託業務の内容 (2) 業務内容	「福祉サービス等の内容・利用申請や必要書類等の概要等を説明」について、医療保険や年金、雇用保険や労働災害等、社会保険・労働保険制度全般までも含むのか。また、委任に基づく代理申請までは想定していないと理解してよいか。	相談内容を踏まえ、質問内容にある制度等の説明が必要と判断される場合には、可能な範囲で、制度の概要や必要書類等を説明いただいたうえ、相談者が見通しを持った行動に移れるよう、御対応ください。 また、委任に基づく代理申請を行うことは想定しておりません。

番号	質問項目	内容	回答
3	業務仕様書 3 委託業務の内容 (5) 事業の実施体制	「開所時間中は2名以上で業務」について、2名体制の場合に1名が家庭訪問等のため外勤して、事務所に1名で勤務することは可能であるか。	業務仕様書「3 委託業務の内容」の「(5) 事業の実施体制」において定めている「職員は、開所時間中は2名以上で業務に従事すること」とは、開所時間中、2名以上の職員をもって、本委託業務に従事いただくことを定めているものです。家庭訪問等により、事業の実施場所に常駐する職員が当該人数を下回ることは想定されるため、御質問にある職員の勤務状況となることは、差支えございません。